

紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会
の運営及び審議について

適正規模適正配置とは

【適正規模】

国においては、「児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えており、学校教育法施行規則で、小学校・中学校とも 12 学級以上 18 学級以下を標準としています。

ただし、地域の実情により、特別の事情があるときは、この限りではないとされており、12 学級を下回るか否かだけでなく、12 学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるかを考慮する必要があります。

【適正配置】

学校の配置にあたっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要であり、学校統廃合によって、児童生徒の通学距離が延長され教育条件を不利にする可能性もあることから、学校の位置や学区の決定にあたっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

国においては、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね 4km 以内、中学校でおおむね 6km 以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統廃合の条件と定めていることから、ほとんどの学校で通学条件を小学校で 4km 以内、中学校で 6km 以内としています。

紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会の運営及び審議について

1. 背景

わが国は、2008年（平成20年）をピークに人口減少の局面に入り、2060年には、約9,300万人になると推計されています。【国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」】

しかしながら、紀の川市では（合併前の）2000年の7万人をピークに、国よりも早く人口減少に転じており、2015年までの15年間で7,400余人、年平均で約500人が減少しています。【国勢調査人口】

また、人口減少とともに少子高齢化についても、紀の川市は国よりも早く進んでおり、2015年の年少人口（0～14歳）の人口比率が12.0%、老年人口（65歳以上）が30%であるのに対し、2060年では、年少人口が9.6%、老年人口が45.6%になると推計されています。【国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」】

このような人口減少・少子高齢化の進行がより一層加速化すると予想される状況のもと、市域全体として教育的な視点を持ち、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点から「子供たちにとって望ましい学習環境の整備」を検討することが急務となっています。

2. 審議事項

「これからの紀の川市の小中学校の在り方について」

～次代を担う子供たちのよりよい教育環境の確保及びその向上を図るために～

3. 理由

平成30年度に国が実施した「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」では、78%の市町村において、地域内の学校に適正規模の課題があり、その大半が過少規模に対する課題を抱えているという実態があります。

紀の川市においても、今後6年間で約13%の児童数が減少し、現在と6年前を比べてみても同じような割合で減少しています。この現象は、なだらかに見えるかもしれませんが、年数を重ねてかなりの児童が減少しているのは間違いありません。

合併して15年を経過した今、紀の川市で学ぶ子供たちの資質能力を十分に発揮できる教育環境を確保することを目的として、より良い規模、適正な学校配置を様々な視点から総合的に検討する為、貴委員会に審議事項「これからの紀の川市の小中学校の在り方について～次代を担う子供たちのより良い教育環境の確保及びその向上を図るために～」に係る以下の内容の審議をお願いします。

4. 審議内容

(1) 少子化に対応した活力ある小中学校の在り方

紀の川市の子供がより良い学習環境での学力の向上はもとより、集団生活を送る中で多様な価値観を高めるとともに、協調性を養う小中学校の在り方について、検討をお願いします。

(2) 小学校の通学区域の在り方

適正規模・適正配置を実施するにあたり、合併前の旧5町の枠組みの中で設定している通学区域を、「通学距離・通学時間」など合理的な視点で検討をお願いします。

その中で、どうしても遠距離通学となる地域が発生することが想定されますので、その地域の通学のために運行させるスクールバスの運行基準について、検討をお願いします。

(3) 小学校と中学校の接続の在り方

小学校の適正規模・適正配置を検討していただく中で、当然中学校の在り方も関係してきます。中学校の規模についても同様に*義務教育学校の設置も含め検討をお願いします。

義務教育学校とは、小学校6年間、中学校3年間の義務教育課程を「9年間の一貫したカリキュラムで運営」する新たな学校の在り方で、2016年から市町村の判断で設置できるようになりました。

現在の「6・3制」を「4・3・2制」や「5・4制」など多様な区切りに変更できるという特性があります。

(4) 市民、保護者アンケートの内容について

貴委員会で、上記(1)～(3)を検討していただくにあたり、その参考として、現在、市内の小学校・幼稚園・保育所・こども園に通学・通園する子供の保護者全て、並びに無作為で抽出した市民1,500人を対象としたアンケートを実施するため、対象者の意向を的確に把握出来る設問内容の吟味をお願いします。

紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会委員及び事務局名簿

(委員)

氏名	選出区分	所属等	備考
仁藤 伸昌	学識 経験者	近畿大学生物理工学部地域交流センター長	
平山 郁芳		和歌山大学教育・地域支援部門客員教授	
阪口 知穂	P T A の代表	貴志川中学校 育友会	
信定 幸憲		打田中学校 育友会	
木村 弥生		長田小学校 育友会	
岡 祐太		麻生津小学校 育友会	
藤原 睦子		安楽川小学校 育友会	
佐々木 茂夫	学校長	市小中学校長会会長（東貴志小学校長）	
長田 雅弘		市小中学校長会副会長（粉河中学校長）	
根来 信之	住民の 代表	自治連絡協議会会長（桃山地区代表区長）	
梅本 秀夫		自治連絡協議会副会長（貴志川地区代表区長）	
信定 佳宏		自治連絡協議会副会長（打田地区代表区長）	
小谷 多加子		自治連絡協議会副会長（粉河地区代表区長）	
玉西 秀義		自治連絡協議会副会長（那賀地区代表区長）	

(事務局)

氏名	所属・役職等	備考
山野 浩伸	紀の川市教育委員会事務局教育部長	
山田 浩史	紀の川市教育委員会事務局教育部教育審議監	
妻鹿 慎郎	紀の川市教育委員会事務局教育部教育監 紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会 作業部会部会長	
藤井 丈士	紀の川市教育委員会事務局 教育部次長兼教育総務課長	
楠部 昌洋	紀の川市教育委員会事務局 教育部教育総務課副課長兼学校教育班長	
橘 信利	紀の川市教育委員会事務局 教育部教育総務課副班長	
北澤 健一	紀の川市教育委員会事務局教育部教育総務課主任	

資料 1 - 2

○紀の川市附属機関の設置等に関する条例

平成 31 年 3 月 26 日

条例第 2 号

改正 令和元年 12 月 20 日 条例第 20 号

令和 2 年 3 月 27 日 条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき、法令又は他の条例に定めがあるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

(附属機関の設置)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

(執行機関への委任)

第 3 条 別表に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(紀の川市長期総合計画審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 紀の川市長期総合計画審議会条例（平成 17 年紀の川市条例第 28 号）

(2) 紀の川市特別職報酬等審議会条例（平成 17 年紀の川市条例第 45 号）

(3) 紀の川市消防委員会条例（平成 17 年紀の川市条例第 200 号）

(4) 紀の川市公共下水道事業運営審議会条例（平成 19 年紀の川市条例第 10 号）

(5) 紀の川市水道事業運営審議会条例（平成 28 年紀の川市条例第 5 号）

(紀の川市交通安全対策会議条例の一部改正)

3 紀の川市交通安全対策会議条例（平成 17 年紀の川市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう] 略

(紀の川市学校給食センター条例の一部改正)

4 紀の川市学校給食センター条例（平成 17 年紀の川市条例第 95 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう] 略

(紀の川市文化財保護条例の一部改正)

5 紀の川市文化財保護条例（平成 17 年紀の川市条例第 107 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう] 略

(紀の川市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正)

- 6 紀の川市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(平成17年紀の川市条例第202号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう] 略

附 則 (令和元年12月20日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年紀の川市条例第43号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう] 略

附 則 (令和2年3月27日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年紀の川市条例第43号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう] 略

別表 (第2条関係)

1 市長の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
紀の川市行財政改革推進委員会	行財政改革の調査及び審議に関する事務
紀の川市長期総合計画審議会	紀の川市長期総合計画の策定等についての調査及び審議に関する事務
紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略についての調査及び審議に関する事務
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会	道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国自旅第240号)に基づく、

	地域公共交通に係る計画の策定その他の施策についての調査及び審議に関する事務
紀の川市指定管理者選定委員会	指定管理者の選定についての調査及び審議に関する事務
紀の川市男女共同参画推進プラン策定懇話会	男女共同参画の推進のための計画についての調査及び審議に関する事務
紀の川市人権問題処理委員会	人権問題についての調査及び審議に関する事務
紀の川市特別職報酬等審議会	市長、副市長及び教育長の給与並びに議会議員の議員報酬を改めることについての審議に関する事務
紀の川市消防委員会	消防活動の進展及び消防行政の円滑な運営についての調査及び審議に関する事務
紀の川市保健衛生事故調査会	市が実施する保健衛生業務により発生した事故についての調査及び審議に関する事務
紀の川市健康づくり推進協議会	市民の健康づくりを推進するための調査及び審議に関する事務
紀の川市乳がん検診精度管理委員会	市が実施する乳がん検診についての評価及び審議に関する事務
紀の川市胃がん検診運営委員会	市が実施する胃がん検診についての審議に関する事務
紀の川市いのち支える自殺対策協議会	自殺対策についての審議に関する事務
紀の川市廃棄物処理委員会	廃棄物処理対策についての調査及び審議に関する事務
紀の川市民生委員推薦会	民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく民生委員の推薦についての調査及び審議に関する事務
紀の川市民生委員推薦準備会	民生委員推薦会に民生委員適格者を推薦することについての調査及び審議に関する事務
紀の川市地域福祉計画策定委員会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく紀の川市地域福祉計画の策定についての調査及び審議に関する事務
紀の川市社会福祉法人設立認可等審査会	社会福祉法人の設立認可並びに社会福祉施設の整備及び運営についての調査及び審議に関する事務
紀の川市災害弔慰金等支給審査委員会	災害弔慰金等を支給することについての調査及び審議に関する事務
紀の川市福祉有償運送運営協議会	身体又は精神の虚弱による外出困難な在宅高齢者等のための福祉有償運送についての調査及び審議に関する事務

	務
紀の川市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所措置及び措置継続についての調査及び審議に関する事務
紀の川市介護保険事業計画等策定委員会	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定についての調査及び審議に関する事務
紀の川市介護保険施設等整備事業者選定委員会	紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づく介護保険施設等整備事業者の選定についての調査及び審議に関する事務
紀の川市地域包括支援センター運営協議会	紀の川市地域包括支援センターの運営についての調査及び審議に関する事務
紀の川市障害者基本計画等策定委員会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉計画の策定についての調査及び審議に関する事務
紀の川市公立保育所移管先法人選考委員会	公立保育所の民営化に係る移管先法人の選考についての調査及び審議に関する事務
紀の川市保育所等入所判定委員会	保育所等への入所についての調査及び審議に関する事務
紀の川市公立保育所のあり方検討委員会	公立保育所の再編計画についての調査及び審議に関する事務
紀の川市農業振興地域整備促進協議会	農業振興地域整備計画の策定及び変更についての調査及び審議に関する事務
紀の川市農業経営改善計画等認定委員会	農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定についての審議に関する事務
紀の川市農業次世代人材投資事業審査委員会	農業次世代人材投資事業及び親元就農助成金交付事業の審議に関する事務
紀の川市人・農地プラン検討会	人・農地プランの審議に関する事務
紀の川市中山間地域等直接支払制度基準検討委員会	中山間地域等直接支払事業の調査及び審議に関する事務
紀の川市開発計画審議会	開発行為についての調査及び審議に関する事務
紀の川市都市計画マスタープラン	都市計画マスタープランの策定についての調査及び審

ラン策定委員会	議に関する事務
紀の川市都市再生整備計画事業評価委員会	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく交付金の対象事業についての審議に関する事務
紀の川市営住宅入居者選考委員会	市営住宅入居者の選考についての調査及び審議に関する事務
紀の川市公共下水道事業運営審議会	公共下水道事業の運営等についての調査及び審議に関する事務
紀の川市水道事業運営審議会	水道事業の運営等についての調査及び審議に関する事務
紀の川市水道施設整備事業評価委員会	水道施設整備事業の事業評価についての審議に関する事務

2 教育委員会の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
紀の川市教育委員会外部評価委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づく教育委員会の事務についての調査及び審議に関する事務
紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会	市立小学校及び中学校の適正規模適正配置についての調査及び審議に関する事務
紀の川市学校運営協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営及び当該運営への必要な支援に関しての調査及び審議に関する事務
紀の川市教育支援委員会	障害のある、幼児、児童及び生徒の就学先及び必要な支援についての審議に関する事務
紀の川市名手本陣保存整備委員会	旧名手宿本陣及び旧名手本陣妹背家住宅の保存整備についての調査及び審議に関する事務
紀の川市図書館協議会	図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく図書館の運営等についての審議に関する事務
紀の川市スポーツ賞選考委員会	スポーツ賞の選考についての調査及び審議に関する事務
紀の川市体育・スポーツ推進協議会	日本体育大学との協定に基づく相互協力についての審議に関する事務
紀の川市スポーツ推進計画策定委員会	スポーツ推進計画の策定についての調査及び審議に関する事務

○教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

平成 31 年 3 月 26 日

教育委員会規則第 3 号

改正 令和 2 年 3 月 27 日教育委員会規則第 18 号

令和 2 年 5 月 28 日教育委員会規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成 31 年紀の川市条例第 2 号）及び他の条例並びに法令により設置された附属機関の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 附属機関は、別表定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表委員の要件の欄に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、別表任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

(会長等)

第 3 条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置く。

2 会長等及び副会長等は、原則として委員の互選による。

3 会長等は、会務を総理する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、法令で定めのあるものを除くほか、会長等が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 5 条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 6 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長等が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 附属機関の庶務は、別表所管課の欄に掲げる課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は、会長等が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(関係規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 粉河学校給食センター運営委員会規則（平成17年紀の川市教育委員会規則第17号）
 - (2) 紀の川市文化財保護委員会規則（平成17年紀の川市教育委員会規則第54号）
 - (3) 河南学校給食センター運営委員会規則（平成26年紀の川市教育委員会規則第1号）
 - (4) 紀の川市教育支援委員会規則（平成27年紀の川市教育委員会規則第2号）
(委員の任期の経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に附属機関の委員となっている者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、当該委員の任期中は在任するものとする。
(紀の川市教育委員会事務局組織規則の一部改正)
- 4 紀の川市教育委員会事務局組織規則（平成30年紀の川市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改める。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

[次のよう] 略

附 則（令和2年3月27日教育委員会規則第18号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月28日教育委員会規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第8条関係）

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管課
紀の川市教育委員会 外部評価委員会	5人以内	学識経験者	2年	教育総務課
紀の川市立学校適正 規模適正配置検討委 員会	15人 以内	(1) 学識経験者 (2) PTAの代表 (3) 学校長 (4) 住民の代表 (5) 教育委員会が必要と認め る者	委嘱か ら答申 まで	
紀の川市学校運営協 議会	210 人以内	(1) 学識経験者 (2) PTAの代表 (3) 住民の代表 (4) 学校長 (5) 教職員 (6) 教育委員会が必要と認め る者	2年	
紀の川市教育支援委 員会	30人 以内	(1) 学識経験者 (2) 医師 (3) 児童福祉施設を代表する 者 (4) 小中学校職員及び支援学 校教員 (5) 教育委員会が必要と認め る者	1年	
紀の川市粉河学校給 食センター運営委員 会	27人 以内	(1) 学識経験者 (2) PTA会長 (3) 学校長 (4) 市職員 (5) 教育委員会が必要と認め る者	1年	
紀の川市河南学校給	40人	(1) 学識経験者	1年	

食センター運営委員会	以内	(2) PTA会長 (3) 学校長 (4) 市職員 (5) 教育委員会が必要と認める者		
紀の川市文化財保護審議会	20人以内	学識経験者	2年	生涯学習課
紀の川市名手本陣保存整備委員会	6人以内	学識経験者	2年	
紀の川市図書館協議会	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 社会教育関係者 (4) 小中学校職員	2年	
紀の川市スポーツ賞選考委員会	13人以内	(1) スポーツ推進委員 (2) 市職員	1年	生涯スポーツ課
紀の川市体育・スポーツ推進協議会	11人以内	(1) スポーツ推進委員を代表する者 (2) 体育協会を代表する者 (3) スポーツ少年団指導者協議会を代表する者 (4) 副市長及び市職員	1年	
紀の川市那賀B&G海洋センター運営委員会	5人以内	(1) スポーツ推進委員 (2) 市職員	1年	
紀の川市スポーツ推進計画策定委員会	5人以内	(1) 学識経験者 (2) スポーツ推進委員を代表する者 (3) 体育協会を代表する者 (4) スポーツ少年団指導者協議会を代表する者	諮問から答申まで	